

第1章

提言にあたっての背景

1 世界・国・大阪府の動き

(1) 世界の動き

男女共同参画の実現に向けた国際的な機運の高まり

世界では、国際連合（国連）が昭和 50 年を国際婦人年とし、その年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）において世界行動計画を採択、また、昭和 51 年から昭和 60 年までの期間を「国連婦人の 10 年」と定め、さまざまな取り組みが行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年には国連特別総会（女性 2000 年会議）を開催し、女性の人権に関する「成果文書」を採択しました。平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、平成 7 年からこれまでの取り組み状況に関するレビュー及び評価を行い、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」を採択しました。

(2) 国の動き

① 国内行動計画の策定

国際社会における男女共同参画の実現に向けた取り組みを受け、国は昭和 52 年に最初の「国内行動計画」を策定され、10 年後の昭和 62 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 12 年 12 月に「男女共同参画基本計画」、そして、平成 17 年に「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定され、さまざまな取り組みが進められました。平成 22 年 12 月には、同年 7 月の男女共同参画会議の答申を受けて、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

ン)の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしています。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、昭和 61 年に「男女雇用機会均等法」施行や「労働基準法」の改正、平成 4 年「育児・介護休業法」の施行などの法整備が進められました。平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会づくりは 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「DV 防止法」は、平成 16 年、平成 19 年、平成 25 年と改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保や自立支援に向けて施策の充実が図られています。

④ 仕事と生活の調和を推進する法整備の動き

社会活力の低下や少子化・人口減少を解決するための施策として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取り組みがあります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

また、平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等を推進するための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、この法律に基づき、平成 27 年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が閣議決定されました。平成 28 年 4 月 1 日からは、国、地方公共団体、労働者 301 人以上の民間事業主に対して、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。

⑤ 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」について

平成 25 年 5 月には、東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策や対応について、予防、応急、復旧・復興等の

各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項が示されました。

(3) 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56 年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和 61 年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画—21 世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成 3 年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成 9 年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組まれてきました。

平成 10 年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成 14 年 4 月「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置されました。そして、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応していくため、平成 13 年 7 月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 22 年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン」（平成 18 年改訂）を策定するとともに、平成 14 年 4 月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、「おおさか男女共同参画プラン」が目標年次を迎えたため、平成 27 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を平成 23 年に策定し、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進されました。

また、大阪府内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として、平成 27 年 7 月に「OSAKA 女性活躍推進会議」が設置され、平成 27 年 9 月には、OSAKA 女性活躍推進会議の構成団体が一堂に会する記念イベントを開催、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、「女性が輝く OSAKA 行動宣言」を発表されました。

そして、平成 28 年 3 月には、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

2 羽曳野市の動向

羽曳野市においては、世界や国、大阪府の動向に合わせて、まず、昭和 63 年に、市役所内部の体制として、羽曳野市女性対策連絡会議が設置され、女性政策の取り組みが始まりました。その後、平成元年に企画財政部企画課に女性政策係が設置され、行政組織としての取り組みに着手されました。

平成 6 年には、女性問題に対する市民意識の実態を把握するために、「市民意識調査」を行うとともに、平成 7 年には関係団体から女性政策に関する意見を求めるために「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」を開催、羽曳野市における女性施策の現状と今後の方向性が検討されました。平成 8 年には「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」が策定され、「ともにつくる共同参画社会」、「男女平等実現への意識改革」、「ライフステージにそった社会環境の整備」を大きな柱として、男女共同参画社会を実現するための取り組みが行われてきました。平成 19 年 3 月に「羽曳野市男女共同参画推進プラン ー第 2 期はびきのピーチプランー」（第 2 期プラン）が策定され、多岐にわたる分野の問題を男女共同参画の視点から、継続的・横断的に取り組まれてきました。

平成 26 年 4 月に市民や事業者及び教育関係者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「羽曳野市男女共同参画推進条例」を施行され、男女共同参画の推進施策の基本的な事項に関する事業を推進されています。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍を強力に推進していくことが重要であり、平成 28 年 3 月には羽曳野市特定事業主行動計画（女性職員の活躍の推進に関する行動計画）が策定されました。

今後、羽曳野市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、これらの諸問題や社会情勢の変化に対応できる新たなプランを策定し、さらなる施策の展開に努めていく必要があります。

第2章

羽曳野市における男女共同参画に関する課題

平成 27 年 9 月に、羽曳野市在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人を対象に、「羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査（市民意識調査）」を実施しました。

その調査結果を基に、第 2 期プランの基本課題ごとに羽曳野市における男女共同参画に関する課題を整理しました。

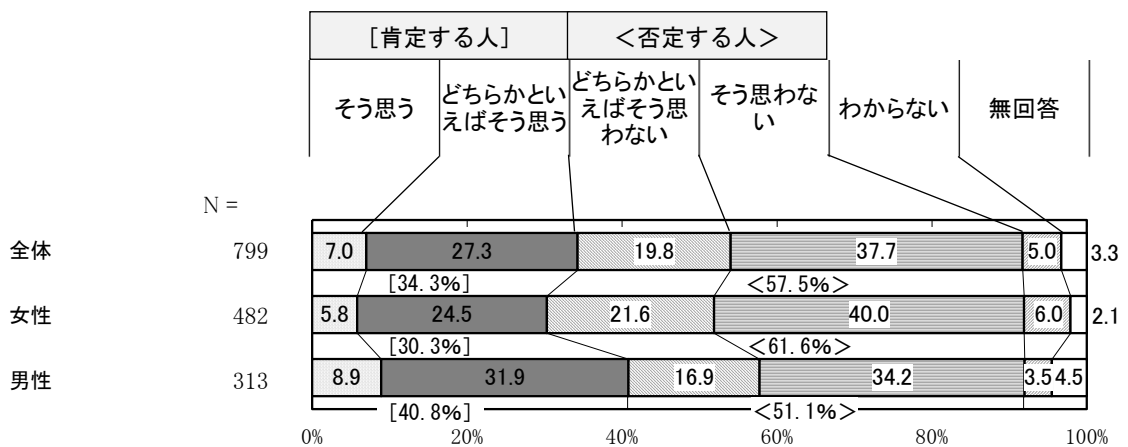
基本目標 A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題 1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開

社会の基礎的単位である家庭や地域は、男女共同参画社会の実現に向けて重要な役割を果たします。

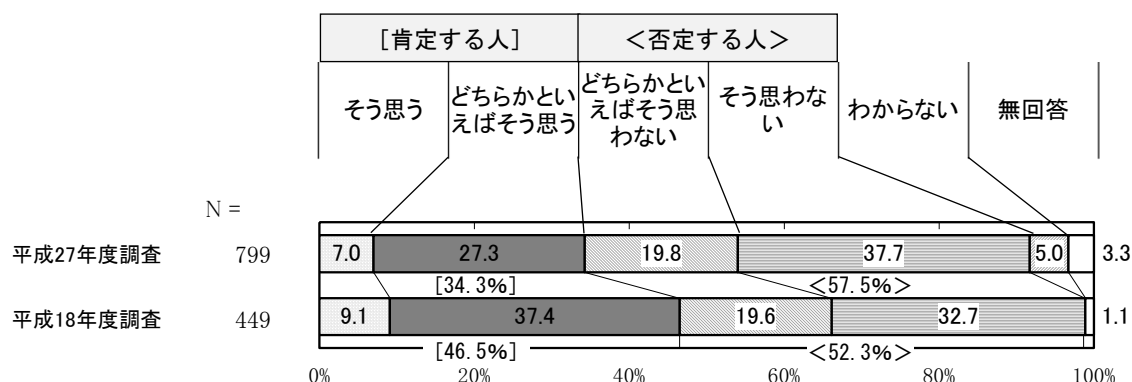
「男は仕事、女は家庭」という『固定的性別役割分担意識』について、肯定する人（「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人）は 34.3%（女性では 30.3%男性では 40.8%）、否定する人（「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人）は 57.5%（女性では 61.6%、男性では 51.1%）となっています。

【図 1 「男は仕事、女は家庭」という考え方 性別】



平成 18 年度に実施された羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18 年度調査）と比較すると、肯定する人の割合が約 12%減少しており、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識の解消が徐々に図られています。しかし、性別でみると、依然として女性に比べ男性で肯定する人が 10%以上高く、男性の方が固定的性別役割分担意識が強い傾向がうかがえます。

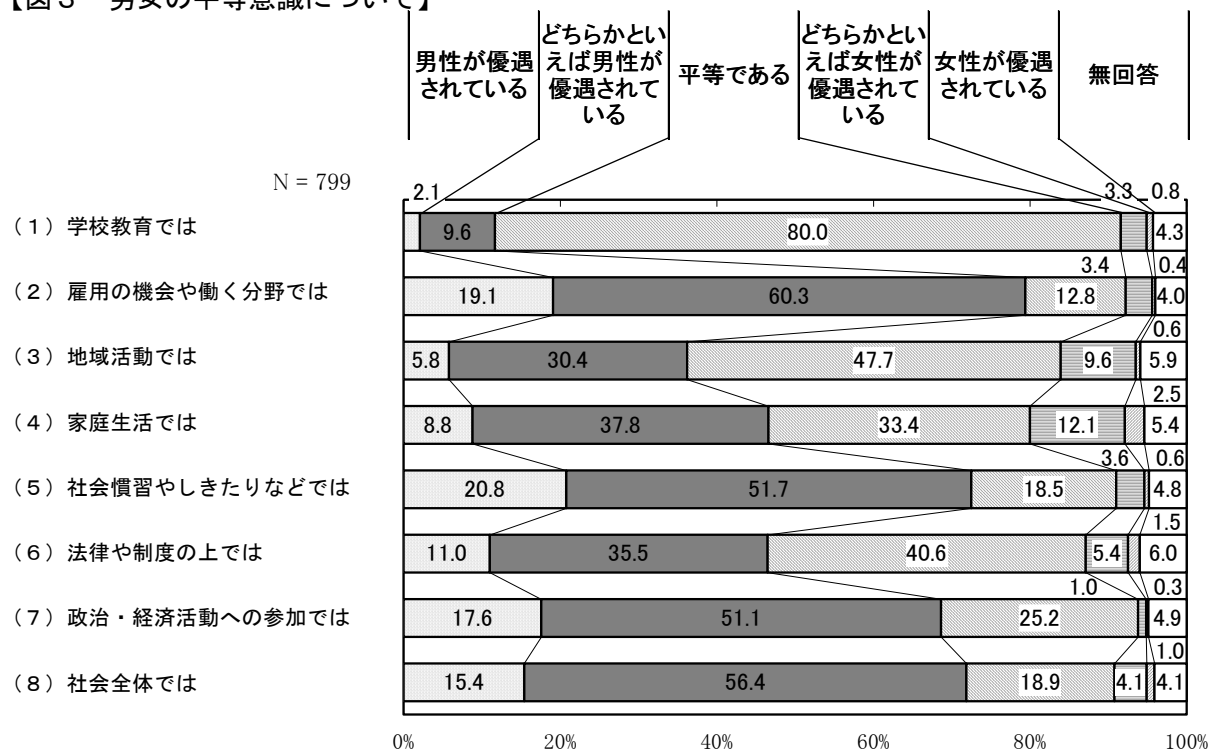
【図 2 「男は仕事、女は家庭」という考え方 平成 18 年度比較】



また、『男女の平等意識について』では、女性に比べ男性が優遇されていると思う人の割合が高くなっています。

そのため、今後も引き続いて、男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的性別役割分担意識の改善を図る必要があります。

【図 3 男女の平等意識について】



『男女共同参画施策を推進するために必要なこと』としては、男女ともに「女性や男性等性別に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」が上位に挙がっています。このような市民の意識を具現化していくため、啓発活動や教育機会の充実などの取り組みが必要となります。

【表 1 男女共同参画社会を推進するために必要なこと】

単位：%

区分	有効回答数(件)	法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める	女性や男性等性別に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める	子どもの頃から家庭や学校で男女共同参画についての教育をする	経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、力の向上を図る	仕事や賃金面で男女格差をなくす	労働時間を短縮し、家事・育児・地域活動などに関われるようにする	保育や介護などの施設やサービスの充実を図る
女性	482	21.2	28.6	26.6	21.6	24.7	20.1	44.8
男性	313	24.9	31.9	31.3	19.5	21.4	23.0	32.3

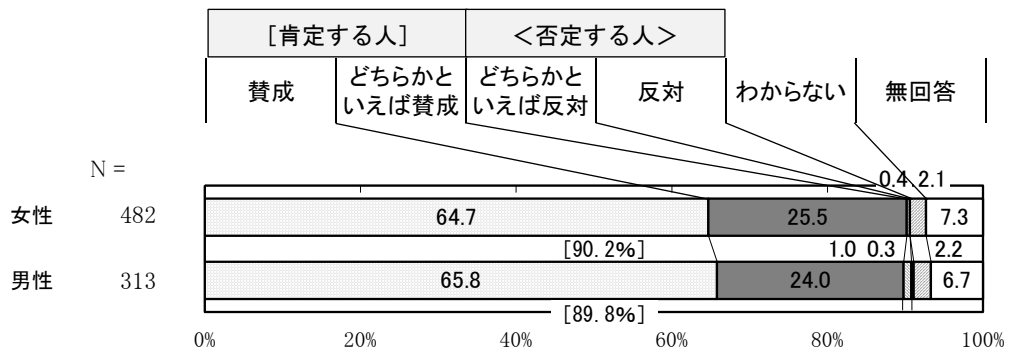
区分	政府や企業などで、積極的に女性を採用し、管理職に登用する	女性のリーダーを養成し、意思決定の場への女性の参画を図る	DV(配偶者等からの暴力)やセクハラ等に関する相談窓口や被害者のための支援の充実を図る	女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実を図る	ワーク・ライフ・バランスに関するキャンペーンや情報を提供する	女性の健康管理を進めるための相談・検診体制の充実を図る	その他	無回答
女性	7.3	8.5	10.0	16.4	4.4	6.2	1.2	9.3
男性	8.6	9.3	10.5	8.9	5.1	1.9	1.9	9.6

基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

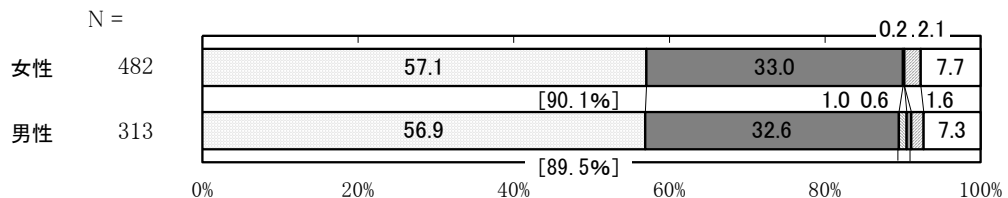
羽曳野市では、第2期プランに沿って、教職員の研修の充実、学習内容や指導方法、進路指導における男女平等意識の啓発などに取り組まれています。

『子どもの育て方や教育方針』について「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすのがよい」、「性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい」、「性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい」に肯定する人（「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した人）は男女ともに約90%と高くなっており、男女の平等意識が高い状況がうかがえます。

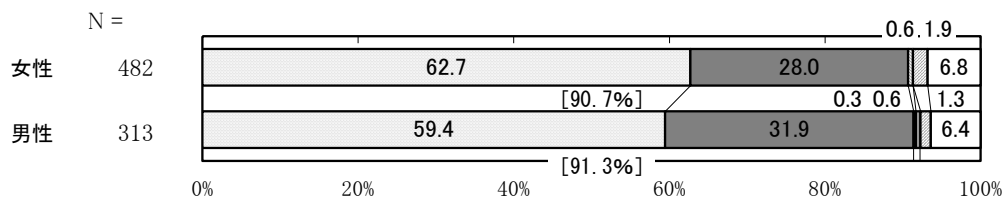
【図4 性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすのがよい】



【図5 性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい】



【図6 性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい】



一方、希望する子どもの将来像については、平成 18 年度調査結果と同様に、女の子に対しては「家族や周りの人たちと円満に暮らす」、男の子に対しては「経済的に自立した生活をする」の割合が高くなっており、親から子どもへ潜在的に期待する「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が高いことがうかがえます。

【表 2 希望する子どもの将来像、平成 27 年度（上位 5 項目）】

女の子			男の子		
		割合			割合
1	家族や周りの人たちと円満に暮らす	45.2%	1	経済的に自立した生活をする	52.6%
2	人間性豊かな生活をする	38.3%	2	本人の意思に任せる	30.2%
3	本人の意思に任せる	36.4%	3	家族や周りの人たちと円満に暮らす	26.5%
4	経済的に自立した生活をする	24.9%	4	人間性豊かな生活をする	26.5%
5	個性や才能を生かした生活をする	11.4%	5	個性や才能を生かした生活をする	10.8%

【表 3 希望する子どもの将来像、平成 18 年度（上位 5 項目）】

女の子			男の子		
		割合			割合
1	家族や周りの人たちと円満に暮らす	51.2%	1	経済的に自立した生活をする	55.5%
2	人間性豊かな生活をする	37.2%	2	本人の意思に任せる	28.5%
3	本人の意思に任せる	31.8%	3	家族や周りの人たちと円満に暮らす	26.1%
4	経済的に自立した生活をする	22.5%	4	人間性豊かな生活をする	23.6%
5	個性や才能を生かした生活をする	15.6%	5	個性や才能を生かした生活をする	16.0%

今後、子どもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を発揮し、進路や生き方を選択できるよう支援するためには、保護者の意識の向上を含め、家庭教育における男女平等や男女共同参画意識の高揚に向けた取り組みが重要です。

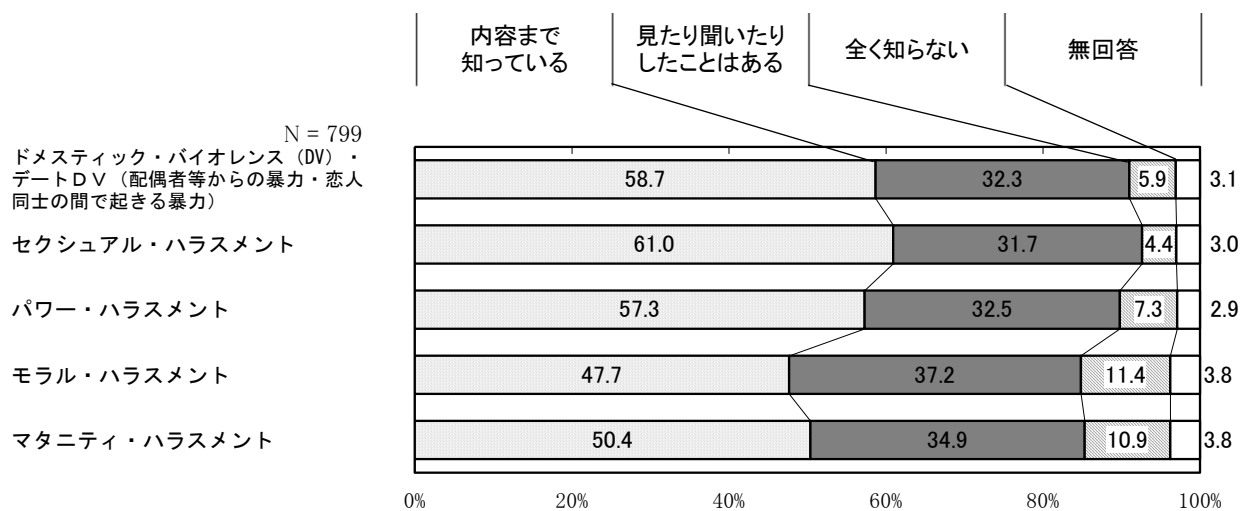
また、『男女共同参画施策を推進するために必要なこと』としては、男女ともに「子どもの頃から家庭や学校で男女共同参画についての教育をする」が上位に挙がってきており（P7 表 1 参照）、男女平等の視点にたった家庭教育や学校教育の充実が望まれていることから、家庭のみならず、学校園や地域における男女平等教育を今後も充実していくことが重要です。

基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力(DV)による被害の相談件数は全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

市民意識調査では、市民のDV・デートDV(配偶者等からの暴力・恋人同士の間で起きる暴力)、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の認知度が高くなっている一方、DV被害を受けたことがあると回答した人は、女性で31.4%、男性で10.2%となっています。なかでも、何らかの身体的な暴力行為を受けたことがあると回答した人は、女性で15.3%、男性で2.2%となっています。

【図7 用語、言葉の認知度】



【表 4 暴力を受けたことがある人の状況】

単位：％

区分	有効回答数（件）	命の危機を感じるくらいの暴力をうける	医師の治療が必要となる程度の暴力をうける	医師の治療が必要とならない程度の暴力をうける	なぐるふりをして脅される	あなたが嫌がっているのに性的な行為を強要される	あなたが嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる
女性	482	2.7	4.1	8.5	7.9	6.6	0.8
男性	313	—	0.6	1.6	2.2	1.0	0.3

区分	何を言っても長時間無視され続ける	交友関係や電話を細かく監視される	「誰のおかげで生活できるんだ」「や「かいしようなし」などと言われる	大声でどなられる	生活費を渡してくれない（収入を生活費に充ててくれない）	受けたことがない	無回答
女性	4.6	5.8	10.6	19.5	5.6	53.7	14.9
男性	4.5	1.0	1.9	3.2	1.0	66.8	23.0

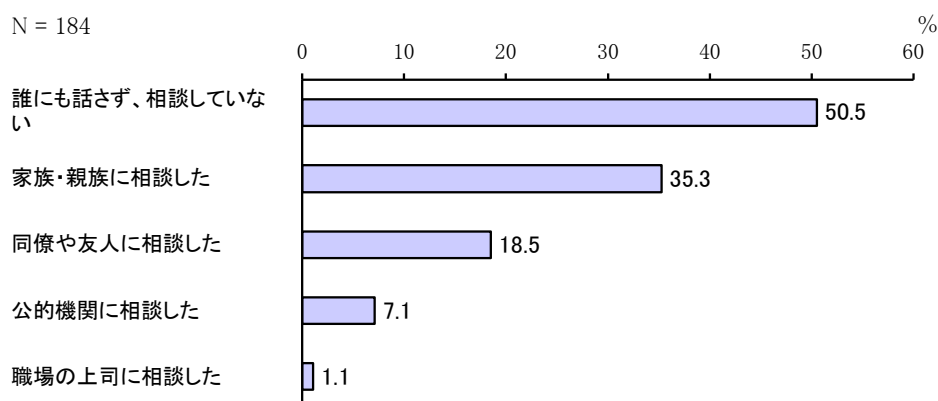
DV に関しては、DV 防止法の制定や国、大阪府の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。

DV に関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

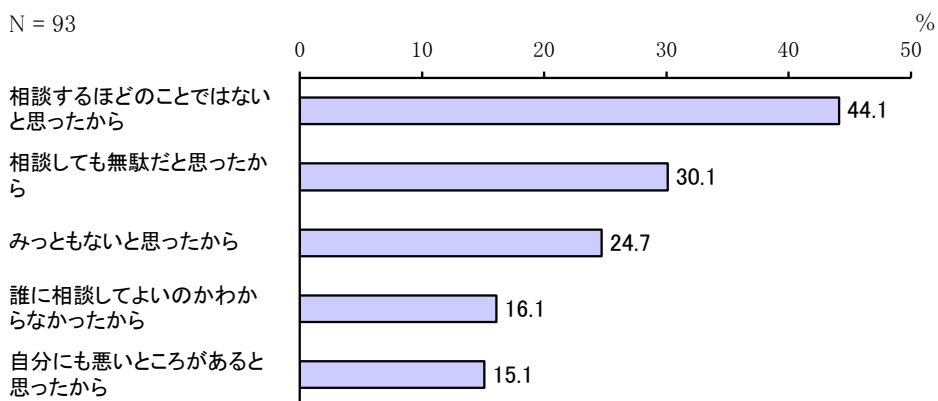
また、幼少期から、男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことも重要です。

市民意識調査では、DV を受けたことに対して「誰にも話さず、相談していない」の割合が 50.5% と最も高くなっています。相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が 44.1% と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」、「みっともないと思ったから」となっています。そのため、被害者自身の DV に対する認識を深めることが重要であり、啓発や教育の充実を図ることが必要です。また、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることや、被害からの回復のための取り組みの推進と的確な対応、さらに、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

【図8 DVを受けたことに対して相談した相手（上位5項目）】



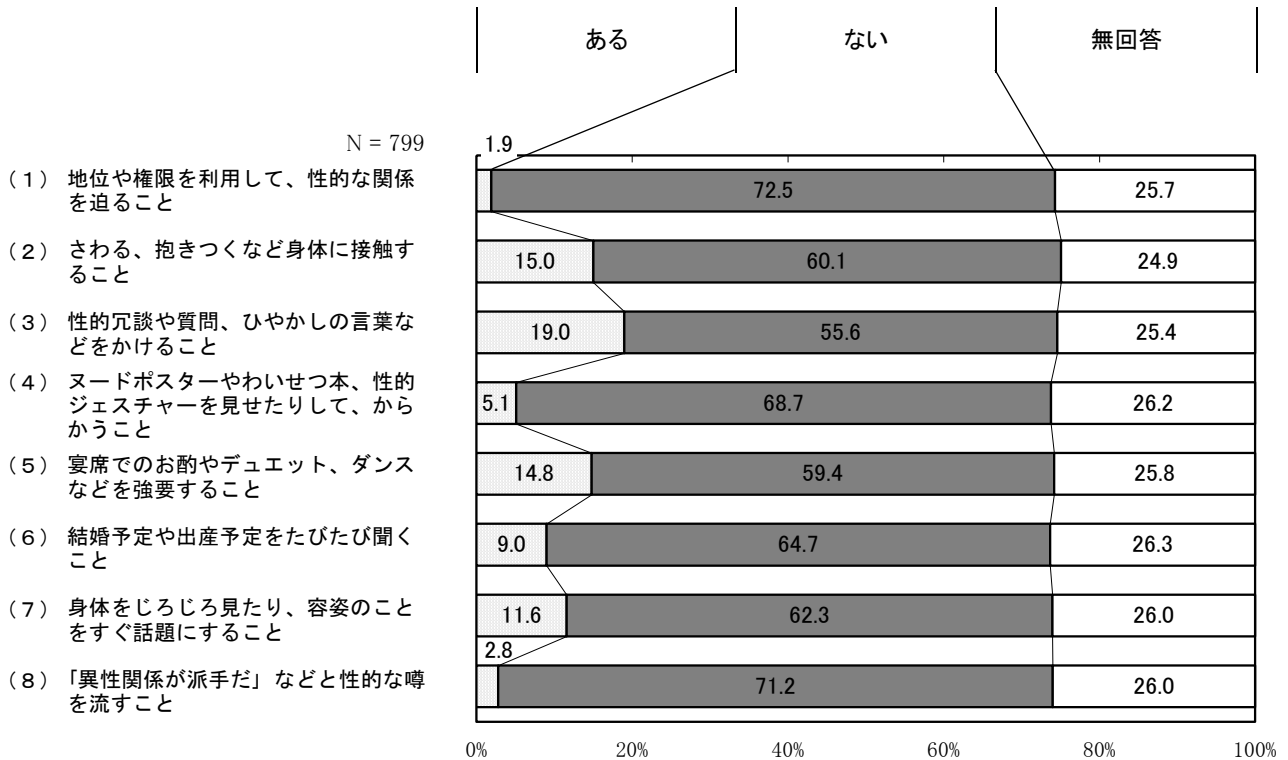
【図9 DVを受けたことに対して相談しなかった理由（上位5項目）】



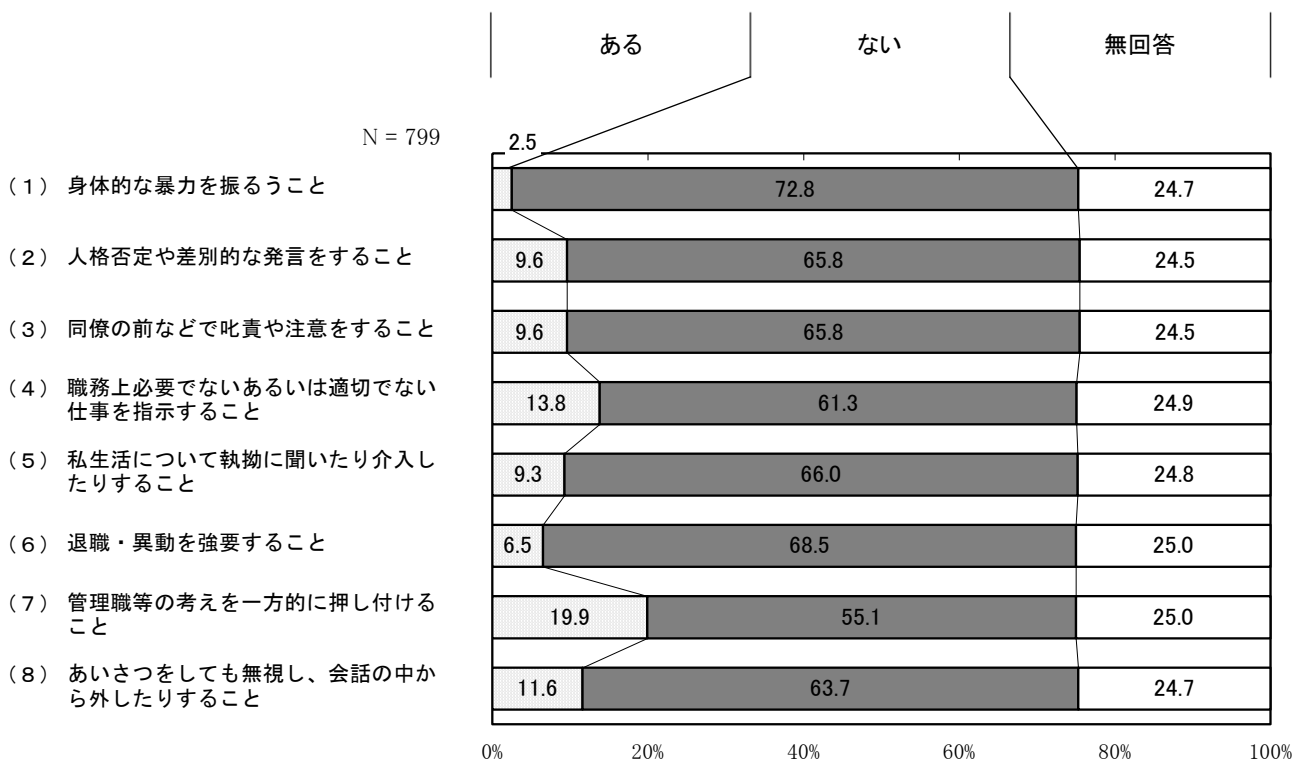
市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントにおいて、「性的冗談や質問、ひやかしの言葉などをかけられたこと」のある人が19.0%と最も高くなっています。また、パワー・ハラスメントでは、「管理職等の考えを一方向的に押し付けること」、モラル・ハラスメントでは、「話しかけられても無視をし、口をきかないこと」を受けた人が多くなっています。マタニティ・ハラスメントについては、他のハラスメントほど多くはない状況です。

また、さまざまなハラスメントを受けても「相談していない人」が19.7%となっています。そのため、様々な情報媒体や機会を活用して、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する講座の実施や相談機関の情報提供など啓発活動の充実が必要です。

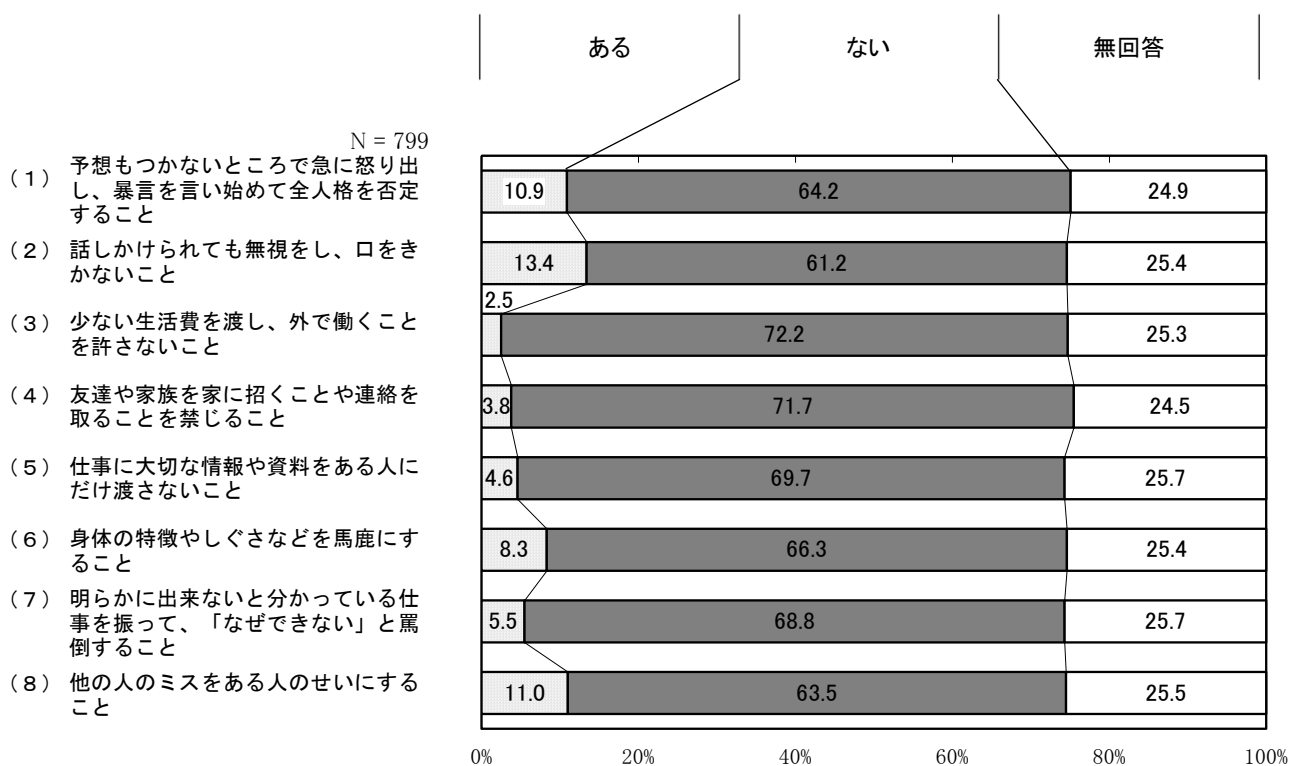
【図 10 セクハラを受けたことの有無】



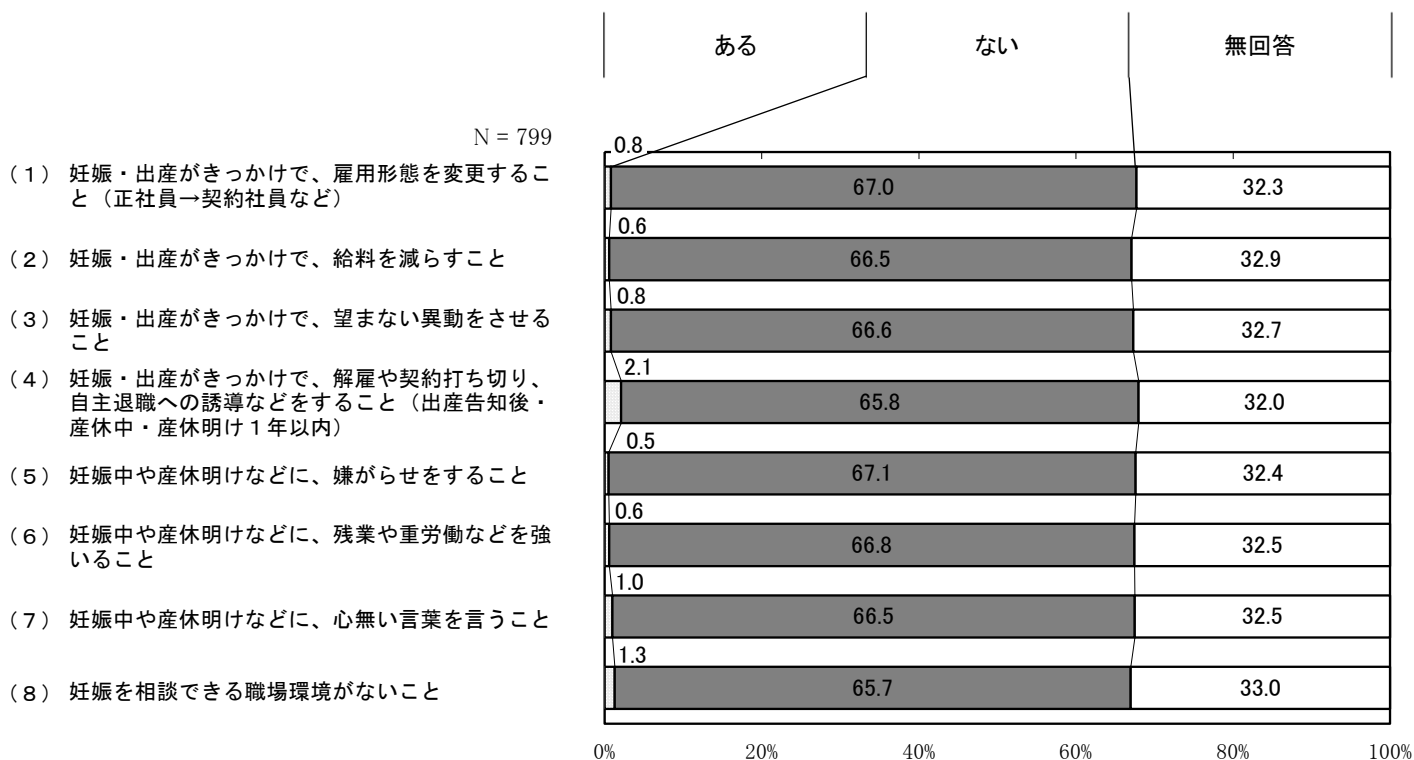
【図 11 パワハラを受けたことの有無】



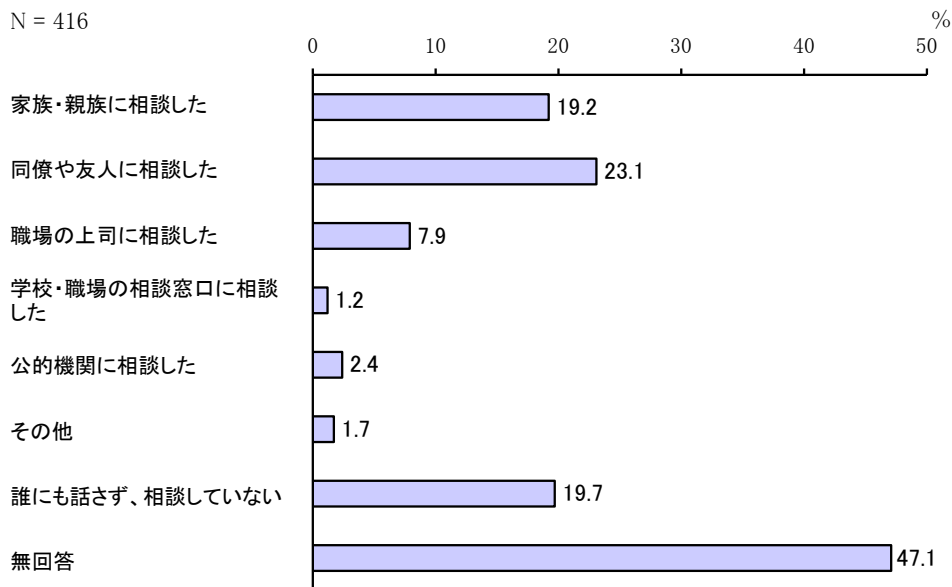
【図 12 モラハラを受けたことの有無】



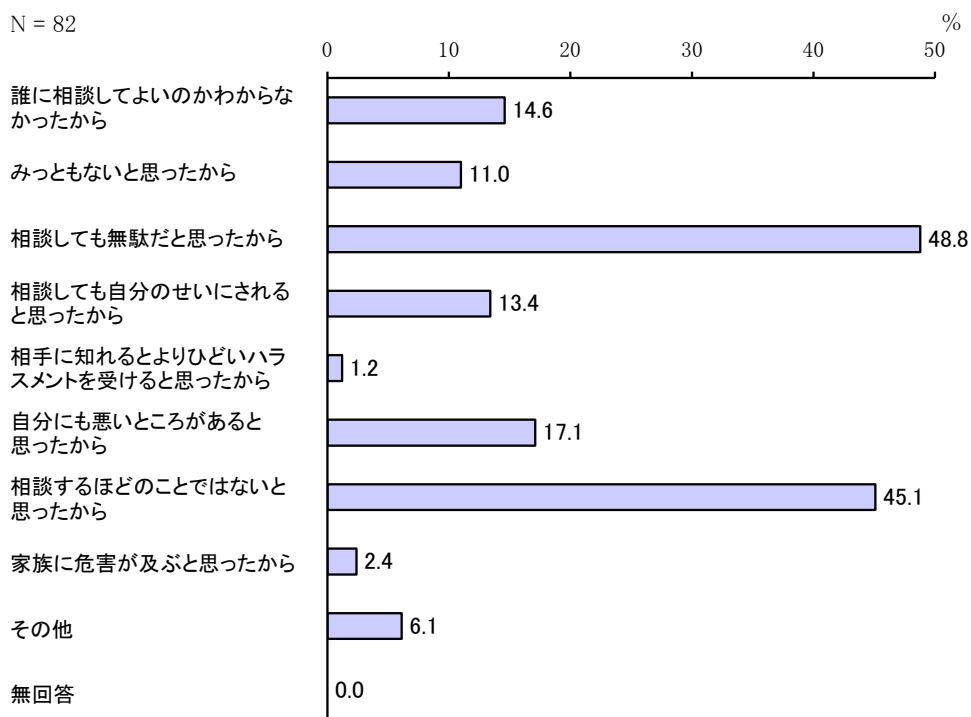
【図 13 マタハラを受けたことの有無】



【図 14 各ハラスメントを受けたことについての相談相手】



【図 15 各ハラスメントを受けたことについて、誰にも相談しなかった理由】



基本課題4 メディアにおける人権の尊重

世界規模の情報通信技術による産業・社会構造の変革、いわゆる IT 革命によって、メディアによりもたらされる情報が社会に与える影響は、近年さらに拡大しています。

男女共同参画に関する情報についても、メディアを通じて広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く市民に浸透することにつながります。一方で、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったりする情報も少なくありません。

羽曳野市においては、人権に配慮した広報活動などの取り組みに努められています。

今後も、メディアにおいて人権を尊重した表現を推進するため、市はもとより事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動で、男女共同参画の視点に立った表現を進めていく必要があります。

また、だれもが等しくその恩恵を受けることができるよう、さまざまなメディアからの情報を読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図っていくことが重要です。

基本目標 B

あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本課題 1 政策・方針決定の場への参画の推進

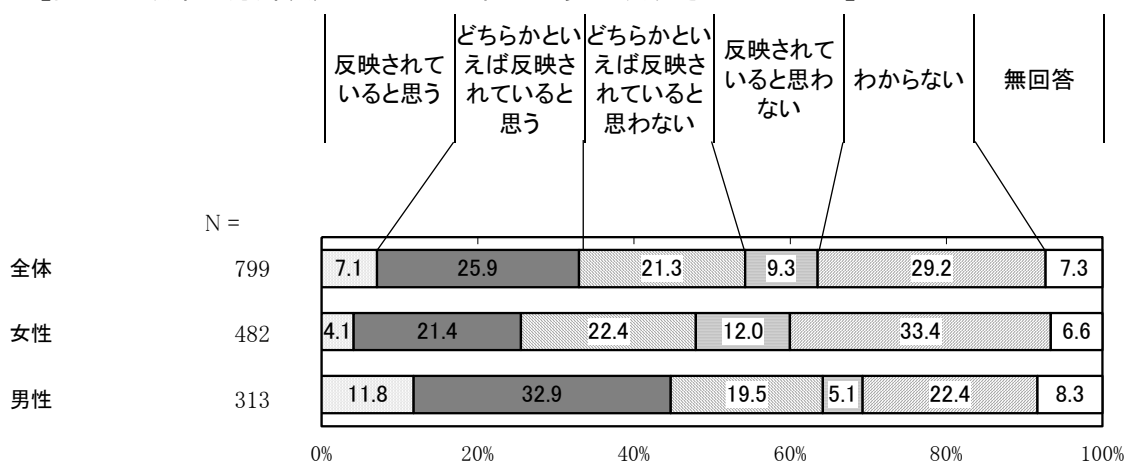
羽曳野市が政策・方針を決定する過程において、これまでは女性の参画が少なく、どちらかといえば男性中心の視点で政策・方針を決定してきたと言えます。

羽曳野市の審議会等への女性委員の登用率は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 20.2% となっており、大阪府内市町村平均の登用率と比べると低い状況となっています。

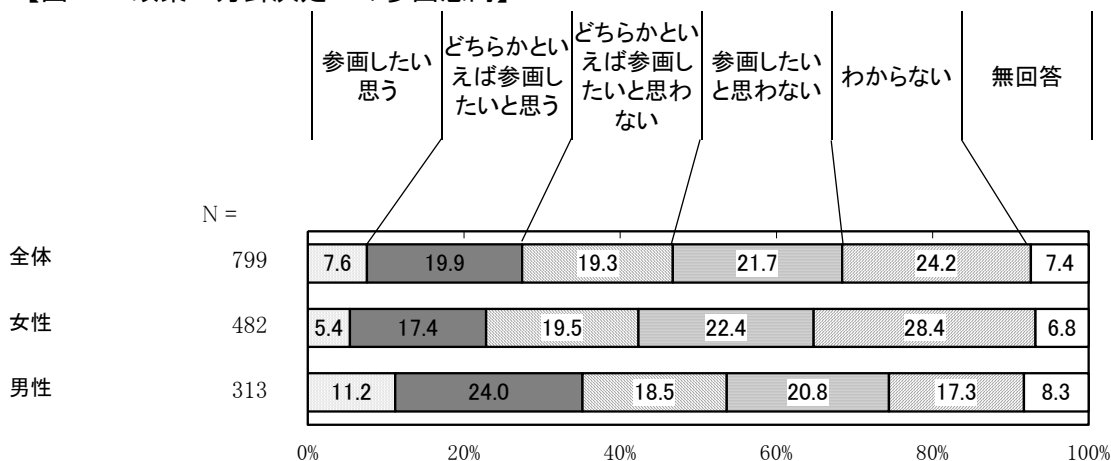
市民意識調査においても、政策・方針決定において女性の意見が反映されていると思う人は 7.1%（女性では 4.1%、男性では 11.8%）に留まっており、政策・方針決定の場に女性の意見が反映されていると思う人が少ないことがわかります。一方、政策・方針決定への参画意向について見ると、参画したいと思う女性は 22.8%、男性は 35.2%となっており、女性の参画意向が男性に比べて低くなっています。

また、政治や経済活動の場で、男性の方が優遇されていると思う割合は 68.7%と高くなっており、職場においても、管理職への登用で「男性が優遇されている」の割合が 42.4%と高くなっています。

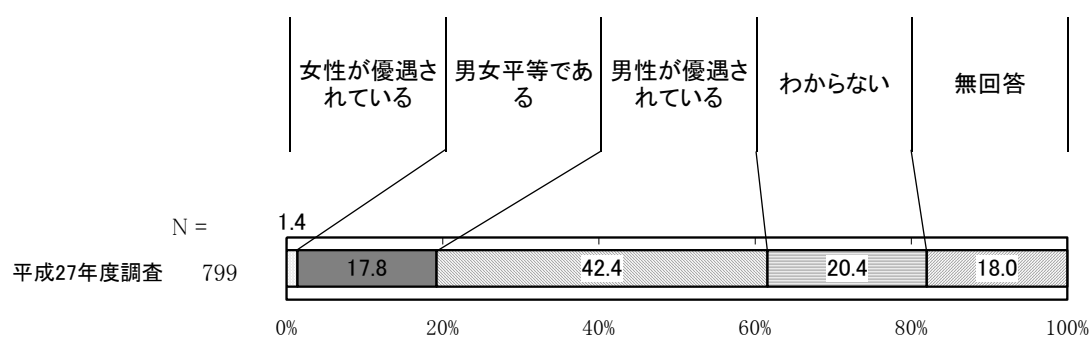
【図 16 政策・方針決定において女性の意見が反映されているか】



【図 17 政策・方針決定への参画意向】



【図 18 管理職への登用】



羽曳野市においても今後は、女性、男性の双方の視点に立って市政を考えていくことができるよう、審議会等へのさらなる女性登用の推進を図り、女性委員がない審議会等を解消する必要があります。

さらに、あらゆる分野のあらゆる施策に多様な価値観と発想を取り入れるためにも、各分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、事業者や団体等へ働きかけを行う必要があります。

その環境づくりとして、女性がもてる力を十分に発揮できるよう、研修などの人材育成等の支援が求められます。また、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、女性のエンパワーメントを高め、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保や充実を図ることも必要です。

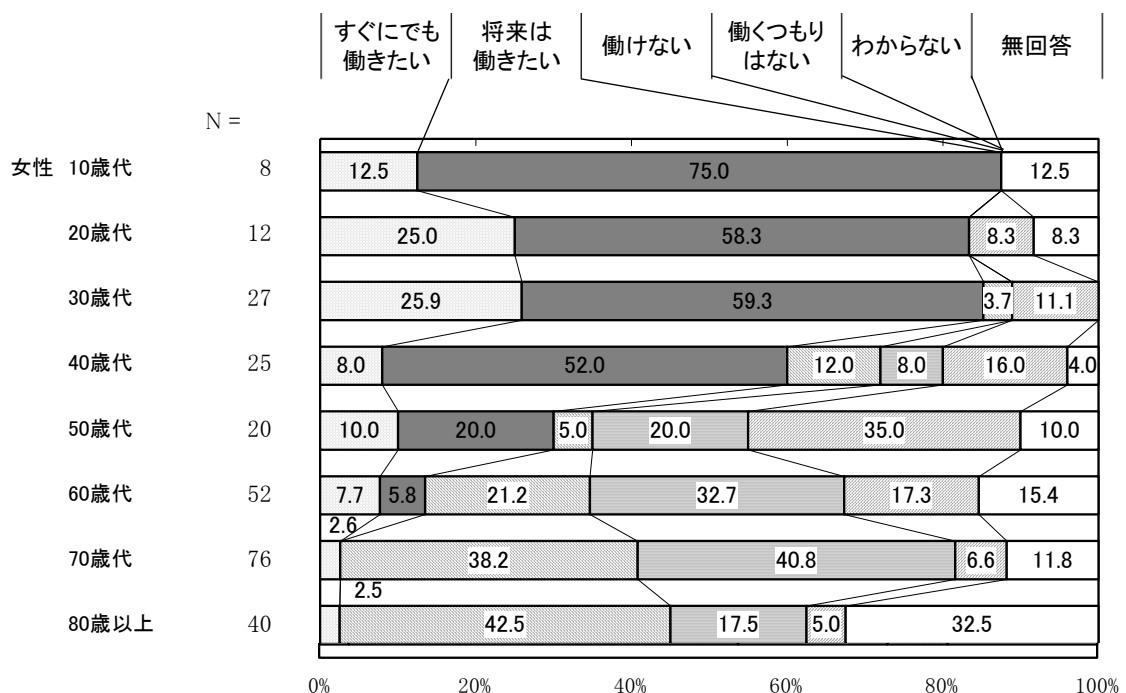
基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。

平成22年の国勢調査によると、羽曳野市における女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。「M字カーブ」は年々改善の方向に向かっていますが、女性が妊娠や子育てなどで仕事をやめざるを得ない状況がうかがえます。

現在、仕事をしていない人のうち、女性の20歳代から40歳代で「将来は働きたい」と思う人の割合は50%を超えています。また、仕事をしていない理由について、特に女性の20歳代（75.0%）、30歳代（81.5%）で育児の負担が大きいことがあがっています。

【図19 現在働いていない人がこれから仕事につきたいか（女性）】



【表5 現在仕事をしていない理由】

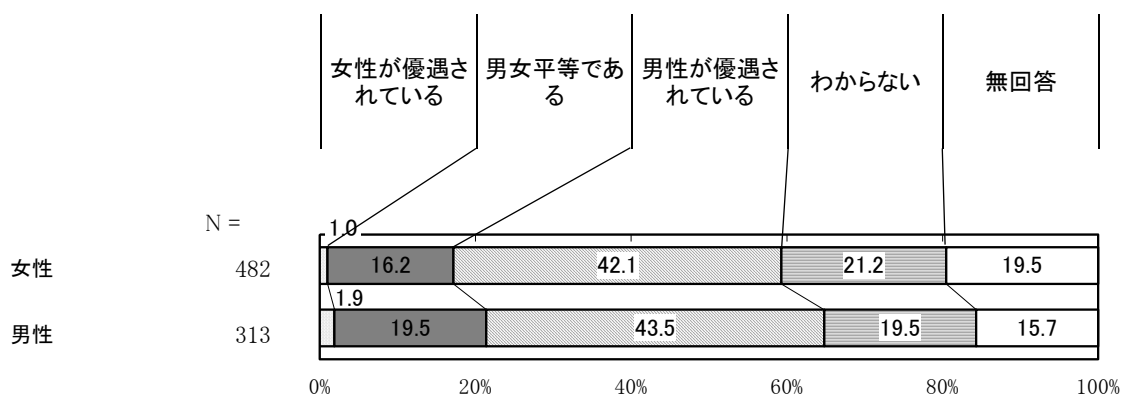
単位：%

区分	有効回答数(件)	経済的に働く必要がないから	職業をもたない方が自分のやりたいことができるから	家にあるのが当然だから	家事の負担が大きいため	育児の負担が大きいため	健康や体力に自信がないから	希望どおりの仕事を得られないから	配偶者・パートナーや子ども等家族が望まないから
女性 10歳代	8	—	—	—	—	—	—	—	—
20歳代	12	8.3	—	—	33.3	75.0	8.3	—	—
30歳代	27	3.7	—	—	48.1	81.5	14.8	18.5	11.1
40歳代	25	20.0	4.0	—	20.0	28.0	48.0	24.0	4.0
50歳代	20	10.0	15.0	5.0	10.0	5.0	25.0	10.0	—
60歳代	52	13.5	5.8	—	7.7	3.8	28.8	11.5	1.9
70歳代	76	6.6	1.3	3.9	7.9	—	27.6	2.6	1.3
80歳以上	40	2.5	2.5	5.0	2.5	—	17.5	—	—

区分	親や家族などの介護や看護をするため	現在学校に通っているから	高齢だから	働くことに向いていないから	働くことが好きでないから	特に理由はない	その他	わからない	無回答
女性 10歳代	—	75.0	—	—	—	—	—	12.5	12.5
20歳代	—	—	—	—	8.3	—	16.7	—	16.7
30歳代	—	—	—	7.4	7.4	—	11.1	—	—
40歳代	12.0	—	—	4.0	—	8.0	24.0	4.0	4.0
50歳代	20.0	5.0	5.0	5.0	—	20.0	10.0	—	10.0
60歳代	19.2	—	51.9	—	—	9.6	1.9	—	15.4
70歳代	5.3	—	88.2	1.3	—	11.8	3.9	—	5.3
80歳以上	5.0	—	82.5	5.0	—	5.0	2.5	2.5	10.0

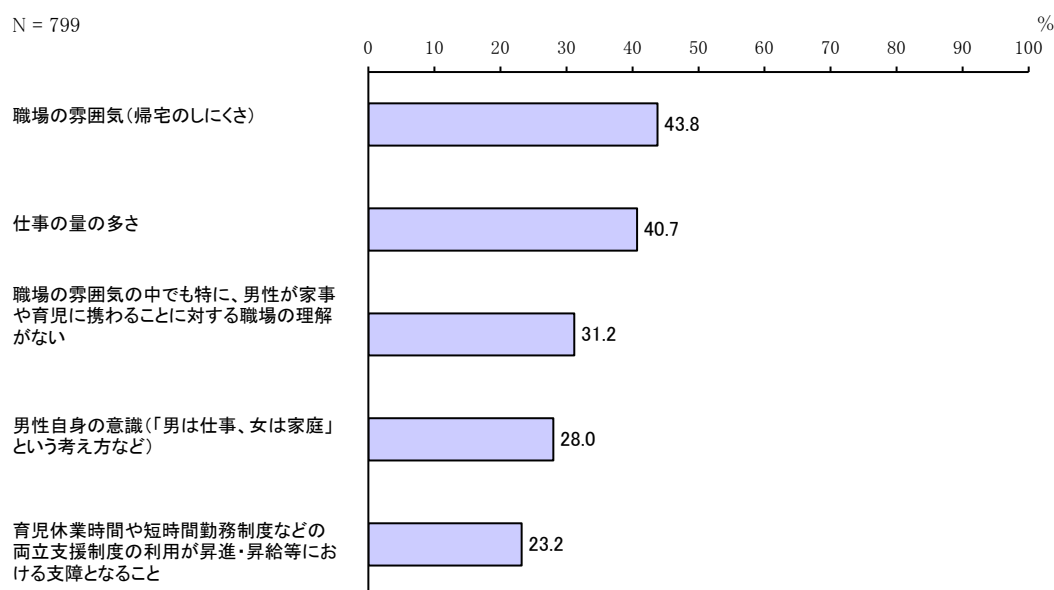
また、職場での男女格差についてみると、男女ともに「管理職への登用」に関して男性が優遇されていると感じています。

【図20 管理職への登用についての男女の優遇感（性別）】



さらに、長時間労働や、休みが取りにくいといった男性の働き方の原因について、「職場の雰囲気（帰宅のしにくさ）」の割合が43.8%と最も高く、次いで「仕事の量の多さ（40.7%）」、「職場の雰囲気の中でも特に、男性が家事や育児に携わることに對する職場の理解がない（31.2%）」などが挙がっており、長時間労働や、休みが取りにくいといった男性の働き方の見直しには、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠となっています。

【図 21 長時間労働や、休みが取りにくい等の男性の働き方の原因（上位5項目）】



今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇給の機会などの男女差別をなくし、性別に関わらず、働きやすい職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。

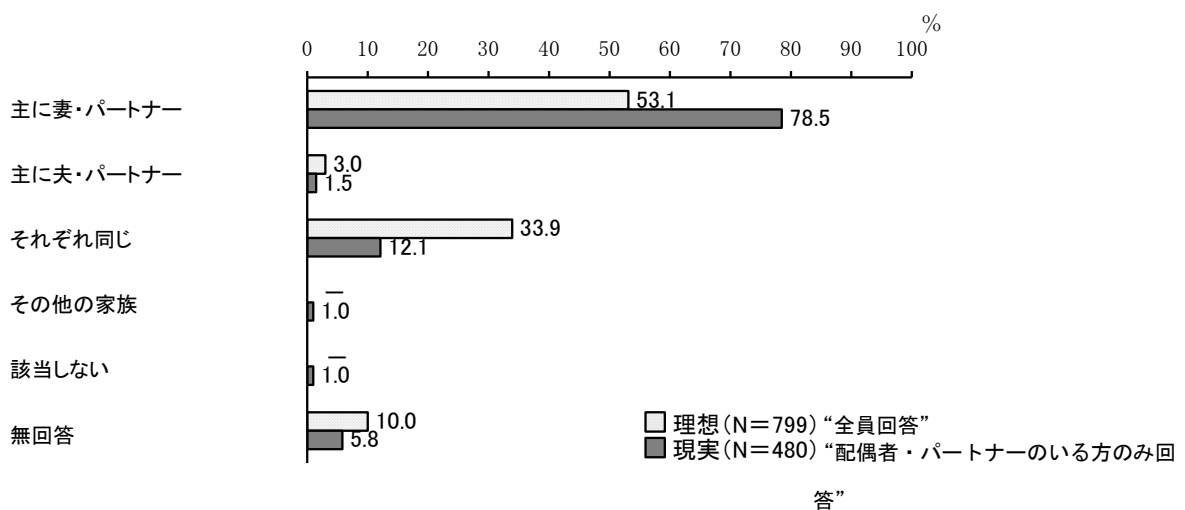
また、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進

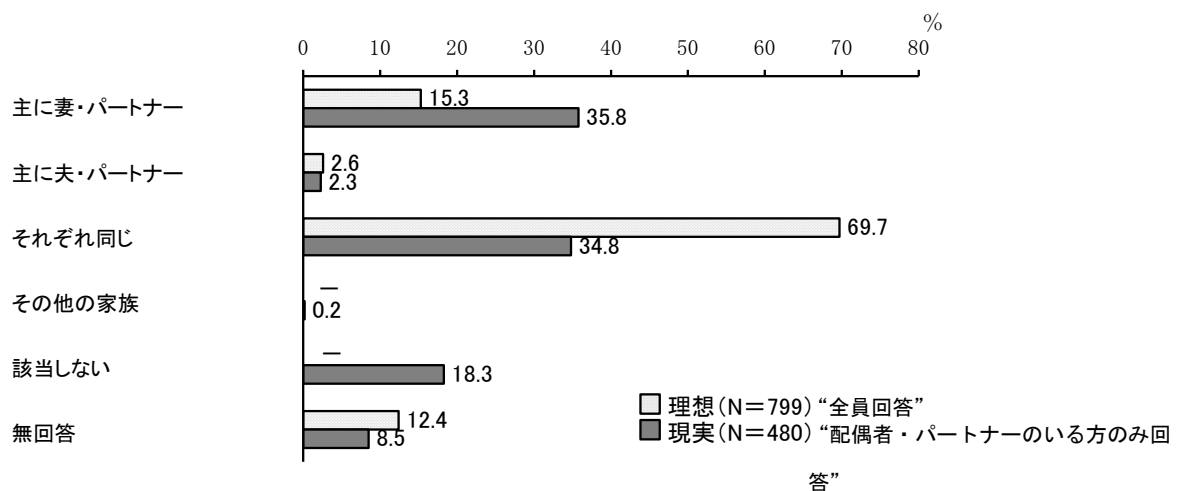
家庭生活は、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。

市民意識調査より、家庭における夫妻（パートナー）の役割について見ると、「日常の家事」、「子どもの教育としつけ」、「高齢者、病気の人への介護・看護」について「それぞれ同じように担うこと」を理想としていますが、現実としては、主に妻・パートナーが担っています。

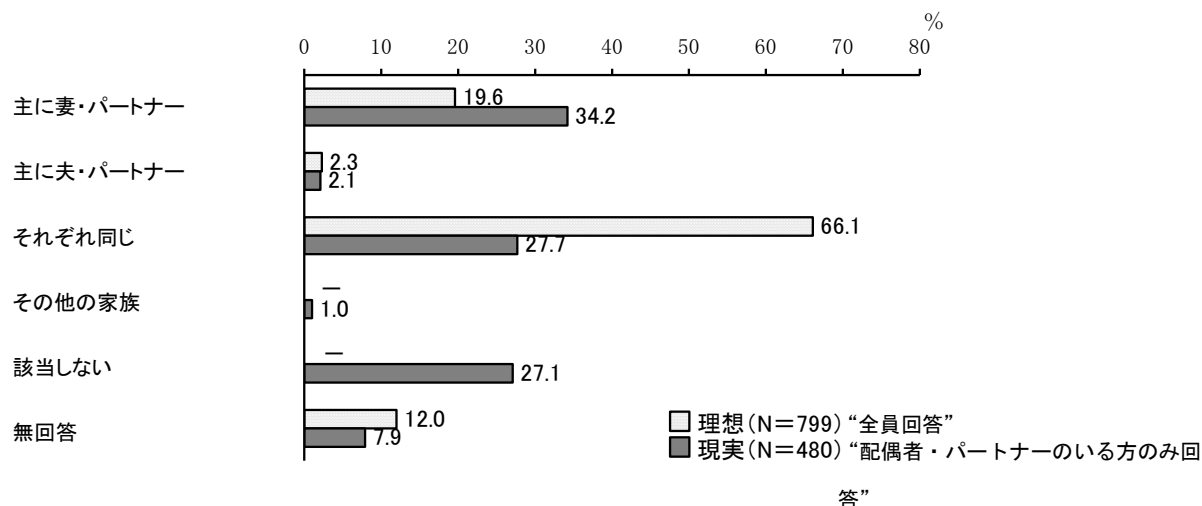
【図 22 日常の家事の主な担い手（理想と現実）】



【図 23 子どもの教育としつけの主な担い手（理想と現実）】

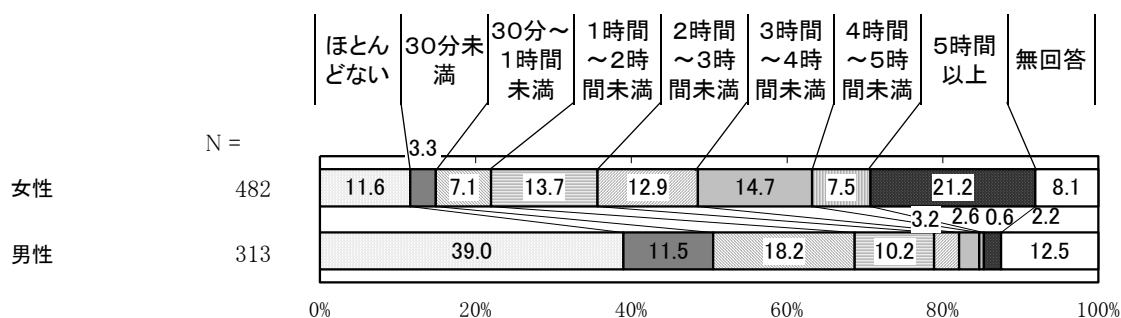


【図 24 高齢者、病気の人の介護・看護の主な担い手（理想と現実）】

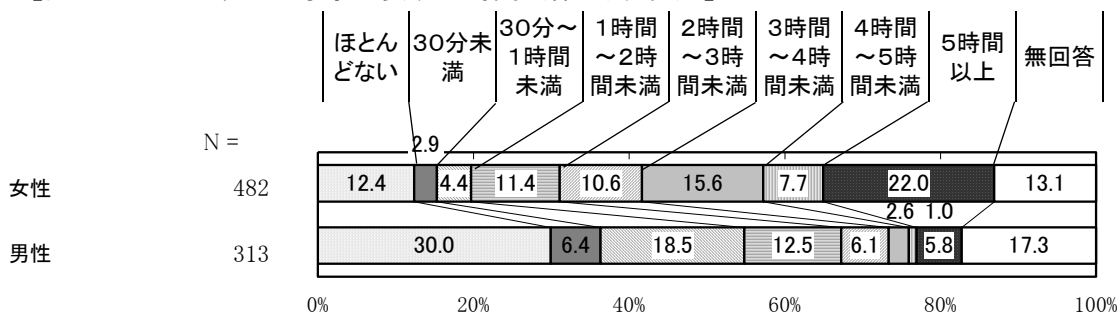


また、1日のうちで家事に要する時間について、平日、休日ともに男性に比べ女性の方が長く、特に女性では、5時間以上と回答した割合が平日、休日ともに多く、男性ではほとんどないと回答した割合が平日、休日ともに多くなっています。

【図 25 1日のうちで家事に要する時間（平日）、性別】

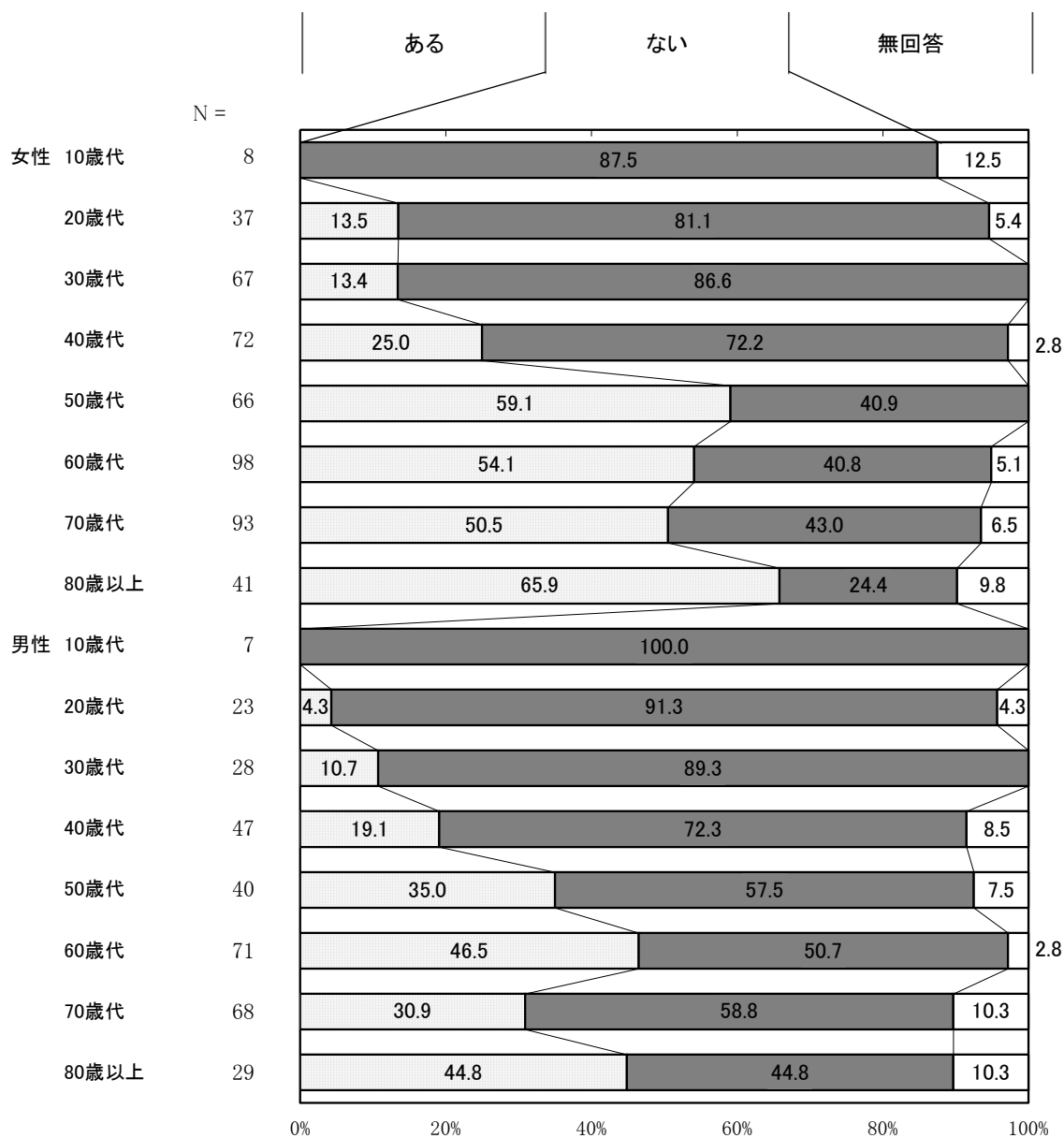


【図 26 1日のうちで家事に要する時間（休日）、性別】



さらに、家族の介護経験の有無について、女性の50歳代以上で経験がある割合が多く、特に80歳以上では、65.9%と最も高くなっています。

【図 27 家族の介護経験の有無】



家庭生活においては、男性の優遇感が高くなっていることから、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがわれます。(P.6 図3参照) このことから、家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女の参画を促進することが必要です。

羽曳野市では、「はびきのこども夢プラン」などにおいて子育てに対する負担の軽減や地域における子育て支援の充実に努められています。また、「第6期羽曳野市高齢者いきいき計画」においても高齢者のみの世帯の増加、支援・介護を必要とする高齢者の増加などの課題に対し、家族介護者への支援等に取り組まれています。

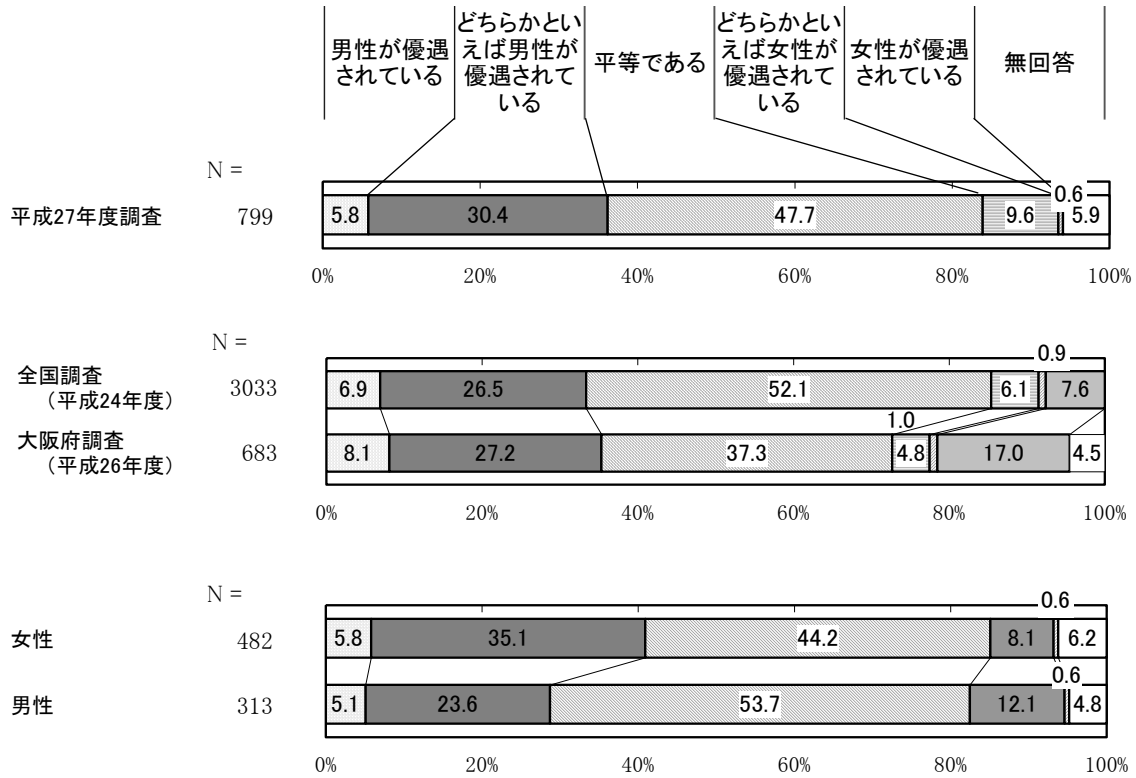
今後、これらの関連計画との連携を強化していくとともに、家庭において男女共同参画意識のさらなる向上を図り、男女がお互いを思いやり、力を合わせて家庭生活を送ることができるよう支援していくことが求められています。

基本課題 4 地域社会での男女共同参画の推進

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

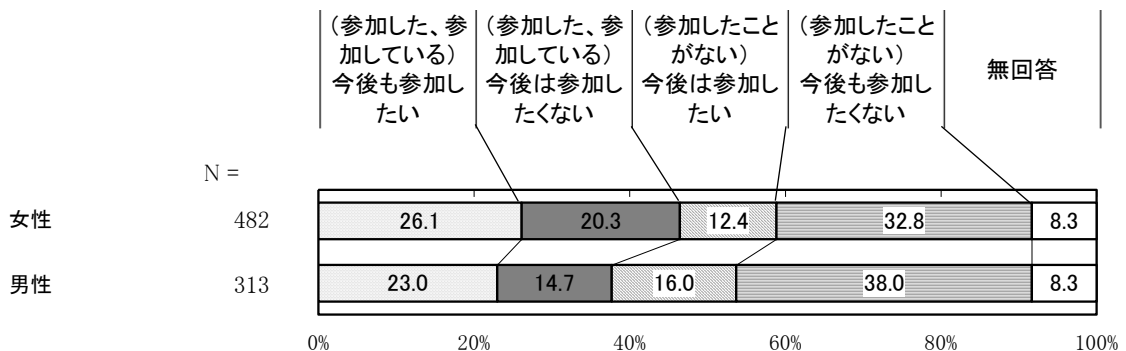
地域活動の中の男女の平等について、平成 26 年度男女共同参画に関する府民意識調査（大阪府調査）と比べ「平等である」の割合が高くなっていますが、「男性が優遇されている」と答えた割合も高くなっています。このため、「平等である」という市民意識をさらに高めるには、女性の視点や能力を十分反映できるよう、女性が地域活動に参画する機会を増やすことが必要です。

【図 28 男女の平等意識（地域活動）】

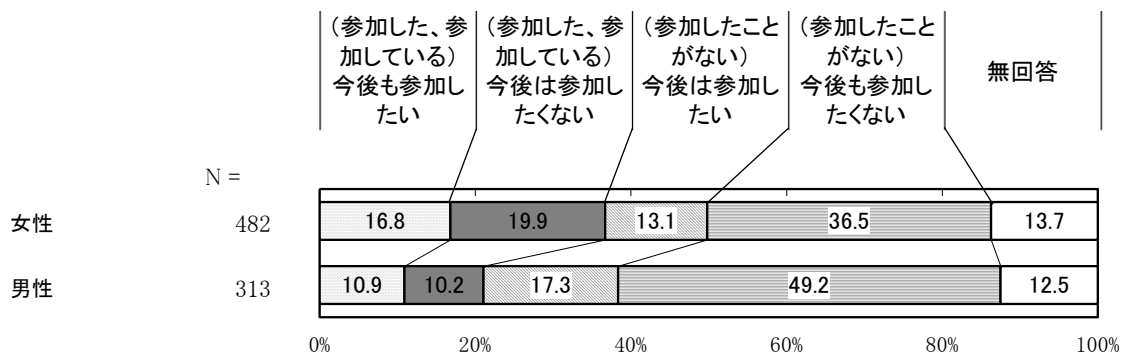


羽曳野市の地域活動状況等をみると、ボランティアや自治会・町内会、子ども会、老人クラブ等の会員数は減少傾向にあります。市民意識調査をみると、「自治会・町内会の活動」、「PTAや子ども会の活動」、「地域における趣味・スポーツ・学習の活動」は、男性に比べ、女性が「参加した、参加している」と答えた割合が高くなっています。社会的な活動に参加するうえで、支障になる理由については、「仕事や家事がいそがしい」が42.3%と最も高く、次いで「人間関係がわずらわしい」、「健康や体力に自信がない」となっています。働き方の見直しとも併せて、多様な年代の女性・男性がもっと地域活動に参画できるよう、支援を行う必要があります。

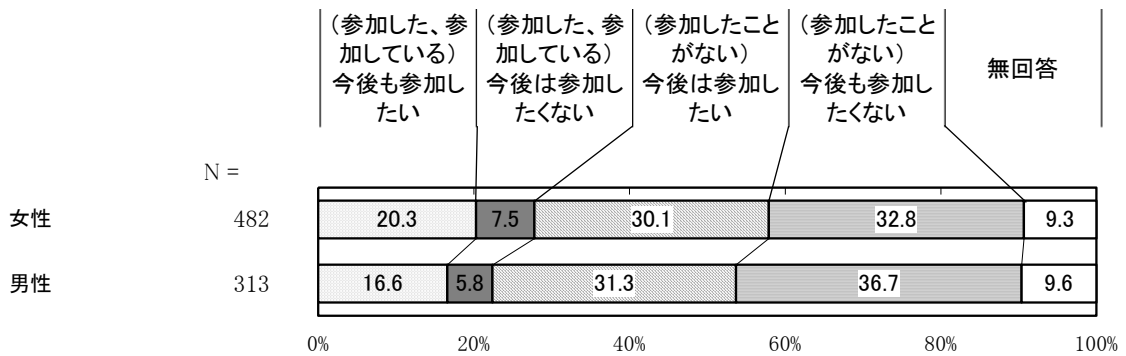
【図 29 地域活動状況（自治会・町内会の活動）】



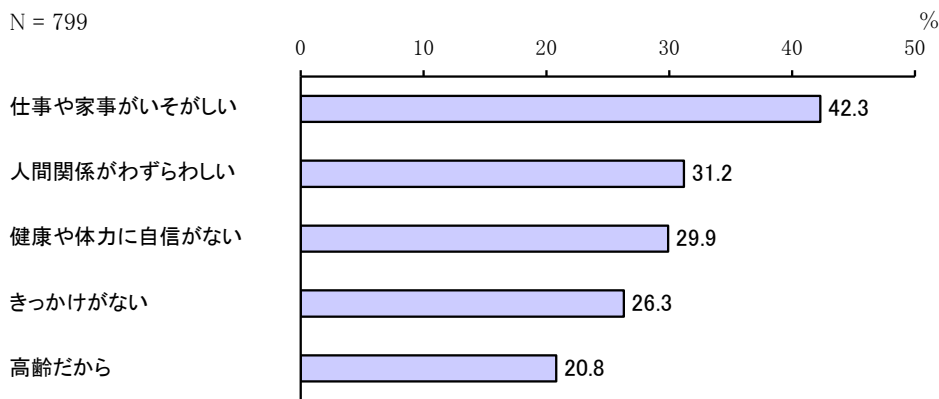
【図 30 地域活動状況（PTAや子ども会の活動）】



【図 31 地域活動状況（地域における趣味・スポーツ・学習の活動）】



【図 32 社会的な活動に参加する上で支障になっている理由（上位5項目）】



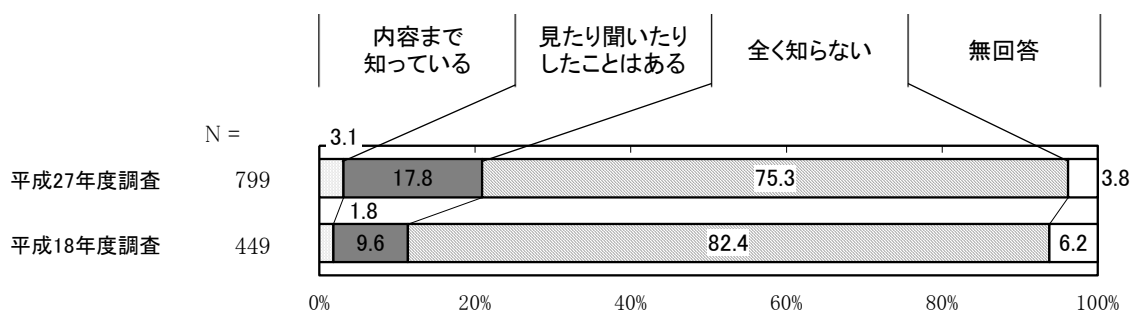
また、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震により、災害に対する市民の意識が高まる中、自助、共助、公助それぞれの観点からの備えが重要であり、まちづくりや防災について、女性・男性双方の視点から考えていくことが必要です。

基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは男女共同参画社会を形成する上でとても重要なことです。

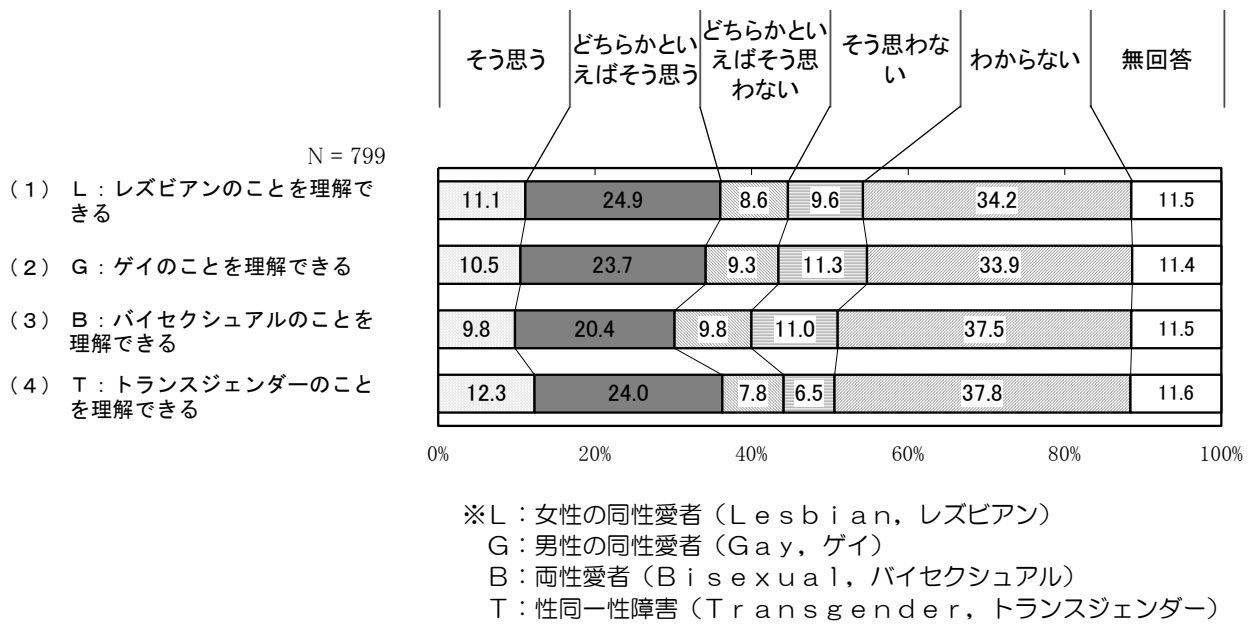
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の認知度は、平成18年度調査と比較すると、「全く知らない」の割合は低くなっていますが、内容まで知っている人は3.1%となっており、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての考え方が十分浸透していない状況です。性についてはさまざまな情報が氾濫し、だれもが正しい知識を身につけているとは必ずしも言えない状況であり、性に対する正しい知識をもち、自己決定できるよう適切な情報提供や相談体制などの支援を充実していくことが求められています。

【図33 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の認知度】



また、LGBTについての市民の理解状況をみると、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー全てにおいて理解できる人が理解できない人の割合を上回っていますが、わからない人も3割以上となっており、LGBTの理解に向けた啓発活動等を進めていくことが重要です。女性と男性の身体機能の違いや、LGBTをはじめ性的少数者（性的マイノリティ）に対する理解を深め、性の多様性を尊重する意識を育てることも重要なことです。

【図 34 LGBTについての理解度】



生涯にわたる、男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。妊娠・出産や女性特有の疾病への対応に加え、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりを図り、市民が健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。

基本課題 2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり

羽曳野市の人口は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は、増加しています。

住民基本台帳の各年10月1日時点の年齢3区分別人口比をみると、平成26年の65歳以上人口の構成比は、平成22年と比較すると4.0%増加しており、特に、団塊の世代が65歳になりはじめた平成23年以降は、高齢化率が年に1%以上のペースで増加している状況です。

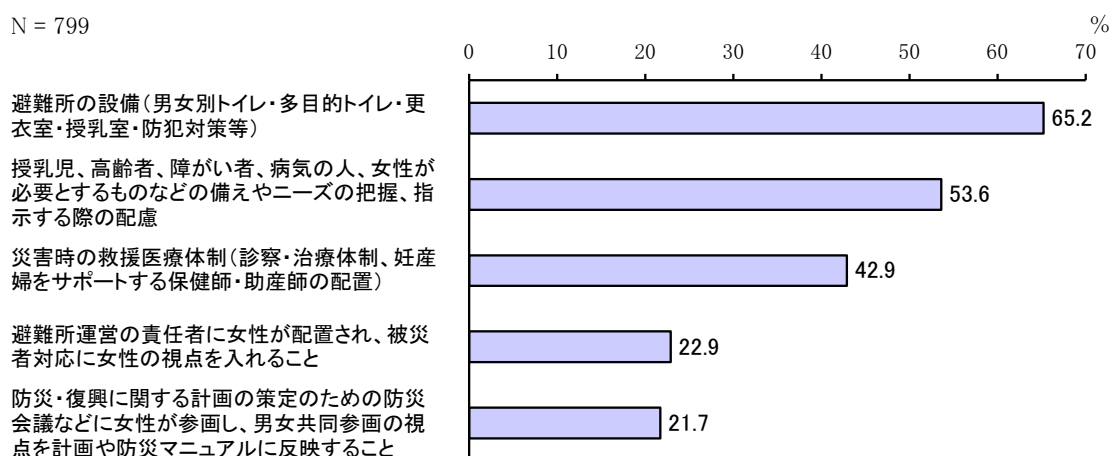
また、羽曳野市の統計書によると障害者手帳所持者数は、平成26年度末において6,502人で市民全体の約5%を占め、今後も主に高齢化による増加が予想されています。年齢構成では65歳以上が50%以上を占め、主な介助者の年齢層も60歳以上が50%程度となっていることから、障がい者を支援する施策の充実が求められています。

また、障がい者の社会参加と経済的自立を図るため、就労支援に取り組むことが必要

です。

さらに、市民意識調査において、防災・災害復興対策で特に必要な取り組みとして、「避難所の設備（男女別トイレ・多目的トイレ・更衣室・授乳室・防犯対策等）」や「授乳児、高齢者、障がい者、病気の人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、指示する際の配慮」、「災害時の救援医療体制（診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）」が上位に挙がっています。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

【図 35 防災・災害復興対策で、特に必要な取り組み（上位 5 項目）】



だれもが安心して暮らせるよう、また、社会の一員として積極的に社会に参画し、自立した生活ができるよう、男女共同参画の視点に立った環境づくりが必要です。

基本課題 3 国際社会への参加・交流

近年、政治・経済・文化などのあらゆる分野において国際化、情報化が進展するなかで、国境を越えた相互交流による信頼や友好、協力関係を推進することが重要です。さらに、これら国際社会の動向を男女共同参画社会の実現に生かすことが必要となっています。

羽曳野市統計書によると市の外国人住民は、平成 26 年度末現在で 816 人となっており、過去 5 年間をみても、800 人台で推移しています。現在、羽曳野市では外国人住民の方々が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進するため、また、地

域における多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民向け生活・防災情報誌等の配布や外国人住民向けの日本語教室の運営支援に努められています。

今後も、男女共同参画や多文化共生の視点を取り入れたさらなる取り組みの充実が必要です。

第3章

提言とその基本的な視点

第2期プラン策定から10年が経過し、男女共同参画に関する動きや社会情勢等も大きく変化している中、国や大阪府の動き、前章で整理した課題等を踏まえ、第3期プランの取り組みに向けて、5つの提言とその考え方を示します。

提言1 男女がともに尊重し合える意識づくり【意識改革：啓発・教育】

提言2 男女がともに働きやすい活躍の場づくり【女性の活躍推進と男女の働き方改革】

提言3 男女共同参画を進めるための体制づくり【参画の体制整備】

提言4 あらゆる男女が安心して暮らせる社会づくり【あらゆる人に対する理解と支援】

提言5 男女間のあらゆる暴力を防止する仕組みづくり【暴力防止と被害者支援】

提言1 男女がともに尊重し合える意識づくり

(1) 男女共同参画に関する意識啓発

市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるように、男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やウェブサイトなど多様な情報媒体や学習機会を活用し、幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発を実施されたい。

(2) 男女平等教育などの推進

子どもたちが保護者等を通して男女平等や男女共同参画について学べるよう、家庭教育学習の機会や相談の場を充実されたい。

また、子どものころから、男女平等・男女共同参画に対する意識を持つために、保育園・幼稚園・学校において、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施されたい。そのうえで、子どもたちが学習や日常生活において男女平等意識を確立できるよう、適切な学習内容や指導方法を実践されたい。

(3) メディアにおける人権の尊重

市の広報・出版物において、男女の人権を尊重した表現を推進するとともに、事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動で、男女共同参画の視点に立った表現を進めていくよう働きかけを行われたい。また、市民に対し、学校教育や生涯学習を通じてメディア・リテラシーの向上を図られたい。

提言2 男女がともに働きやすい活躍の場づくり

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

市民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるように、ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例などを広報紙等に掲載するなど、情報提供・啓発を実施され、企業に対しては、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取り組み事例などの情報提供をするなど積極的に取り組まれない。

また、子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育サービスや子育て支援事業の充実を図られ、ワーク・ライフ・バランスを推進されたい。

(2) 女性の活躍推進

個々の女性の活躍を推進するため、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナーや自分の個性やキャリアを活かして起業をめざす女性に対するガイダンスなど、各々のニーズに応える施策の充実を図られたい。

また、女性活躍推進法による事業主への雇用、経営面での現状把握と改革の計画化の求めについて、地域の実情に即した対応に取り組まれない。

(3) 働く場における男女共同参画の促進

多様な就業形態において男女共同参画を推進するため、市内の企業や労働者に向けて男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知を図るための情報提供を進められたい。

また、市内の企業に向けて男女がともに働きやすい職場づくりの事例などを紹介し、職場における男女平等・男女共同参画の推進を働きかけられたい。

さらに、女性活躍推進法の求める一般事業主行動計画への対応などを企業、事業主に対して働きかけていくとともに、労働者300人以下の民間事業主に対しても、男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことのできる職場環境づくりを働きかけられたい。

提言3 男女共同参画を進めるための体制づくり

(1) 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の市の審議会等への参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を進められたい。

特に、女性委員がない審議会等に関しては、庁内所管課に働きかけ、積極的な女性の登用を進められたい。また、企業、各種団体等における責任ある地位への女性登用例などの情報収集に努め、企業などへ情報提供を進められたい。

また、市政のあらゆる分野に女性管理職の積極的な登用を進められたい。

(2) 地域活動への男女共同参画の促進

男女がともに仕事と家庭の調和を図りつつ両立し、育児や介護などについてもそれぞれの責任を果たすことができるよう、男女共同参画への男性の理解の促進を図られたい。

地域での自治会活動やまちづくりにおいては、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的性別役割分担意識や差別意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくりを進められたい。

また、地域活動における女性役員の登用を働きかけられたい。

提言4 あらゆる男女が安心して暮らせる社会づくり

(1) 生涯を通じた健康支援

女性の妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査や検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図られたい。

また、女性の性と生殖に関する健康・権利を啓発するとともに、エイズや性感染症等の対策を進められたい。

さらに、市民が生涯を通じて健康を保持できるよう、生活習慣病予防やその他の疾病予防に関するさまざまな情報提供や健康相談事業を実施し、男女の性差に応じて主体的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援を実施されたい。

(2) 子育てに関する支援

「はびきのこども夢プラン」などに基づき、子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育サービスや子育て支援事業の充実を図られたい。

また、子育ての悩みや不安の解消を図るため、子育て支援センターや子育てサロンなどの地域の子育て支援拠点施設において、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供し、子育ての情報提供や相談体制の充実を図られたい。

(3) 高齢者や障がい者への支援

高齢者や障がい者、そしてその家族が、住み慣れた地域のなかで、安全に、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図られ、市民が高齢者や障がい者に関する理解を深めるための意識啓発を実施されたい。

また、介護を担う家族の負担を軽減し、家庭生活や仕事等を両立できる環境の整備を図られたい。

(4) さまざまな困難を抱える人への支援

経済状況の変化や少子高齢化などに伴い、貧困や社会的孤立など個々の抱える問題が多様化してきており、また、障がいがあること、在住外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることでさまざまな困難を複合的に抱える状況にもある中、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体等が密接に連携し、情報提供や相談体制の整備など総合的な支援を実施されたい。

また、すべての市民において、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるため、性的少数者（性的マイノリティ）、LGBTに関する情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図られ、学校教育の場においても、性について学ぶ機会を通して、さまざまな性を尊重する意識を育てる教育に取り組まされたい。

(5) 多様な文化への理解と交流の促進

学校教育における語学教育、多文化に触れ合う機会の提供により、児童・生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の育成を図り、多様な文化への理解と共生を推進されたい。

また、関係団体との連携のもと、日本語教室の開催や、外国人向けの生活情報・防災情報の提供など、在住外国人の生活に関する支援を実施されたい。

(6) 防災における男女共同参画

性別や年齢にかかわらず自主防災組織や地域での防災活動への参画を働きかけられたい。

また、災害時の備え、避難所運営のあり方などに男女共同参画の視点を活かすよう取り組まされたい。

提言5 男女間のあらゆる暴力を防止する仕組みづくり

(1) 性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援

あらゆる暴力を容認しない社会を形成するため、性暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力（リベンジポルノ、サイバー・ストーカー等のネット上の暴力を含む）の根絶に向けて、さまざまな情報媒体を利用した情報提供や講座・講演会等による啓発活動に取り組みたい。

また、配偶者暴力相談支援センターの設置など、性暴力被害者に対する相談体制を充実するとともに、被害者の安全を確保できるよう、適切な支援体制を整備されたい。

さらに、デートDVの問題も深刻になってきていることから、若い世代への予防教育にも一層取り組みたい。

(2) 虐待の早期発見、救済と被害者支援

子どもや高齢者、障がい者などへの虐待の対応に向けた取り組みを進めるうえで、さまざまな媒体を活用した情報提供や、相談窓口の充実、関連機関との連携強化を図り、虐待の未然防止や被害者の早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な被害者支援に努められたい。



第4章

プランの推進に向けて

1 プランの進行管理

本プランの効果的な推進を図るため、実施される施策や事業に対しては、客観的な評価を行うものとし、可能な限り数値指標を設定し、男女共同参画社会の達成状況を評価されたい。また、評価結果については、「羽曳野市男女共同参画推進審議会」に必要な応じて報告を行い、幅広い意見を受けながらプランの進行管理に努められたい。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっており、より効果的に施策を進めていくため、市関係部署の連携の強化が重要です。

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「羽曳野市男女共同参画推進本部」において、問題点や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図られたい。

また、「羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則」に基づき、男女共同参画施策に対する市民の意見等の申出に対し、担当部署で調査等を行い、必要な応じて羽曳野市男女共同参画推進審議会での意見聴取により、適切に対応されたい。

3 市、市民、事業者、教育関係者等との連携の推進

男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野において能力を十分発揮でき、市民だれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていく男女共同参画社会の実現のため、市、市民、事業者および教育関係者が連携、協力して男女共同参画を推進することが求められます。

「羽曳野市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者、教育関係者等がそれぞれの役割を担うとともに、連携、協働により男女共同参画を推進されたい。

4 国、大阪府、関係機関との連携及び協力

本プランの効果的な推進を図るため、国や大阪府、関係機関との連携を図ることで、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進を図られたい。

また、国や大阪府、関係機関に対して、プランを推進する上で必要な支援施策の拡充を求められたい。